

ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設（うち、大気基準適用基準施設）

ダイオキシン類対策特別措置法施行令（平成11年政令433号）別表第1

番号	特 定 施 設	
	施 設 の 種 類	施 設 の 規 模
1	焼結鋳（銑鉄の製造の用に供するものに限る。）の製造の用に供する焼結炉	原料の処理能力が1 t/h以上
2	製鋼の用に供する電気炉（鋳鋼又は鍛鋼の製造の用に供するものは除く。）	変圧器の定格容量が1,000kVA以上
3	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鋳炉、溶解炉及び乾燥炉	原料の処理能力が0.5t/h以上
4	アルミニウム合金の製造（原料としてアルミニウムくず（当該アルミニウム合金の製造を行う工場内のアルミニウムの圧延工程において生じたものを除く。）を使用するものに限る。）の用に供する焙焼炉、溶解炉、乾燥炉	<ul style="list-style-type: none"> <li>・焙焼炉、乾燥炉にあつては原料の処理能力が0.5t/h以上</li> <li>・溶解炉にあつては容量が1 t以上</li> </ul>
5	廃棄物焼却炉	火床面積が0.5m <sup>2</sup> 以上又は焼却能力が50kg/h以上（廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合は、それらの火床面積の合計又は焼却能力の合計で判断）

ダイオキシン類対策特別措置法の大気排出基準

1 この表において、既存施設とは、平成12年1月15日において現に設置されている施設（設置の工事がされているものを含む。）をいう。ただし、廃棄物焼却炉のうち火格子面積が2m<sup>2</sup>以上又は焼却能力が200kg/h以上のもの及び電気炉にあつては、平成9年12月2日以降に設置の工事が着手されたものについて新設施設の排出基準が適用になる。

2 この表において、令とは、ダイオキシン類対策特別措置法施行令（平成11年政令第433号）をいう。）

令別表第1の番号	特 定 施 設		排 出 基 準 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)	
	施 設 の 種 類	施 設 の 規 模	既設施設	新設施設
1	焼結炉（焼結鋳製造用）		1	0.1
2	電気炉（製鋼用）		5	0.5
3	焙焼炉、焼結炉、溶鋳炉、溶解炉、乾燥炉（亜鉛回収用）		10	1
4	焙焼炉、溶解炉、乾燥炉（アルミニウム合金製造用）		5	1
5	廃棄物焼却炉	焼却能力 4,000kg/h以上	1	0.1
		焼却能力 2,000kg/h 以上 4,000kg/h未満	5	1
		焼却能力 2,000kg/h未満	10	5

ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設（うち、水質基準適用施設）

ダイオキシン類対策特別措置法施行令（平成11年政令第433号）別表2（最終改正：平成17年8月15日政令第277号）及びダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成11年総理府令第67号）別表第2（最終改正：平成22年3月31日環境省令第5号）

番号	施設の種類	排出基準 (pg-TEQ/L)
1	硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸塩パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	10
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	
3	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
4	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
5	担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。）の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
6	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	
7	カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 硫酸濃縮施設    ロ シクロヘキサン分離施設    ハ 廃ガス洗浄施設	
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 水洗施設    ロ 廃ガス洗浄施設	
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設    ロ 乾燥施設    ハ 廃ガス洗浄施設	
10	2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設    ロ 廃ガス洗浄施設	
11	ジオキサジンバイオレットの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 ロ ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 ハ ジオキサジンバイオレット洗浄施設 ニ 熱風乾燥施設	
12	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの イ 廃ガス洗浄施設    ロ 湿式集じん施設	
13	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 精製施設    ロ 廃ガス洗浄施設    ハ 湿式集じん施設	
14	担体付き触媒（使用済みのものに限る。）から金属の回収（ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法（焙焼炉で処理しないものに限る。）によるものを除く。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設    ロ 精製施設    ハ 廃ガス洗浄施設	
15	廃棄物焼却炉（火床面積0.5m <sup>2</sup> 以上又は焼却能力50kg/h以上）から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉の灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの イ 廃ガス洗浄施設    ロ 湿式集じん施設	
16	廃ポリ塩化ビフェニル等（ポリ塩化ビフェニル汚染物に塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたポリ塩化ビフェニルを含む。）又はポリ塩化ビフェニル処理物の分解施設及びポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の洗浄施設又は分離施設	
17	フロン類の破壊（プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ プラズマ反応施設    ロ 廃ガス洗浄施設    ハ 湿式集じん施設	
18	下水道終末処理施設（第1号から前号まで及び次号に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。）	
19	第1号から第17号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水（第1号から第17号までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを除く。）の処理施設（前号に掲げるものを除く。）	